

参加者の有無を確認する公募手続に係る公示書

令和7年4月8日

福岡市経済観光文化局地域産業支援課

1. 公募の趣旨

本業務については、商店街活動を継続・拡大できる「プロプレイヤー」を育成するための高度な専門知識、ノウハウが必要であり、また、実践的なプログラムとするため、商店街活性化の実績と、本市事業や本市商店街の現状に関する知見を有することが求められる。そのため、特定の者を相手方とする契約手続を行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の公募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合、応募者があっても4.の公募要件を満たすと認められる者がいない場合、公募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続に移行する。

なお、4.の公募要件を満たすと認められる者がいる場合は、企画競争を実施する予定である。

2. 請負契約等の概要

(1) 業務件名

福岡市商店街 NEXT チャレンジャー育成事業運営業務委託

(2) 業務内容

商店街にとって長年の課題である「商店街活動を担う次世代の人材不足」解決のため、次世代の商店街を担うやる気のある会員等を集め、商店街活動の継続・拡大につながる内容を学べる場を設けることで、商店街活動を担う人材としてのスキルアップを図るとともに、商店街で必要な取組みを継続・拡大できる「プロプレイヤー」育成を図る。

(3) 履行期間（予定）

契約締結の日から令和8年3月31日

3. 参加資格

参加意思確認書を提出する者は、次のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 「福岡市競争入札参加停止等措置要領」に基づく競争入札参加停止措置、競争入札参加資格取消措置又は排除措置を受けている期間でないこと。ただし、当該公募手続の結果行うこととなった企画競争等の手続期間において、「福岡市競争入札参加停止等措置要領」に基づく競争入札参加停止措置、競争入札参加資格取消措置又は排除措置を受けている期間が終了していると判断されるものを除く。
- (3) 本社所在地の市町村税を滞納している者でないこと。
- (4) 最近2年間、本社所在地の消費税、地方消費税、所得税又は法人税を滞納している者でないこと。
- (5) 会社更生法第17条に規定する更生手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法（平成16年法律第75号。）第15条に規定する破産手続開始の申立てがなされている者、会社法第511条に規定する特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者又はその他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第6号及び福岡市暴力団排除条例（平成22年条例第30号。以下同じ。）第2条第2号に規定する暴力団員である者、又は、法人でその役員に暴力団員に該当する者のある者、若しくは、同条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

4. 公募要件

- (1) 直近5年間に、商店街運営やまちづくりを担う人材の育成事業を実施し、対価を得て活動するプロプレイヤー、学生プレイヤー、イベントプレイヤー、社会起業家を育成し、収益化・自走化まで支援した実績があること。
- (2) 実践的な内容のプログラムとするため、直近5年間に、商店街等において、共同販促や街のブランディングを実施した実績があり、かつ、商店街等の事務局運営を行ったことがあること。
- (3) 直近5年間に、福岡市商店街支援施策の受託実績または福岡市商店街支援施策におけるワークショップやセミナー等の講師経験があり、福岡市商店街の現状や課題及び福岡市商店街支援施策について十分に理解していること。
- (4) 商店街やまちづくり等に関する十分な実績を持ち、省庁・自治体等が任命するア

ドバイザー等への就任経験があること。

5. 手続等

(1) 公募説明書の配布期間、配布場所及び配布方法等

① 配布期間

令和7年4月8日 ～ 令和7年4月21日までの（閉庁日を除く。）
9時から17時まで

② 配布場所

経済観光文化局総務・中小企業部地域産業支援課
所在地 福岡市博多区博多駅前2丁目9番28号 福岡商工会議所ビル2階
電話 092-441-3303
担当 茶屋、村上

③ 配布方法

配布場所において配布します。

④ 配布書類

公募説明書、参加意思確認書

(2) 参加意思確認書の提出期間、提出場所及び提出方法

① 提出期間

(1) ①に同じ。

② 提出場所

(1) ②に同じ。

③ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に請負契約等の履行に必要な要件を満たすことを証する書類を作成・添付し、提出期限までに直接持参すること。

(3) その他

① 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。

② 参加意思確認書を提出した者に対して、審査結果を通知する。

③ ②の通知で、請負契約等の履行に必要な要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により、事業所管局に対して、請負契約等の履行に必要な要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。

6. 問い合わせ先

経済観光文化局総務・中小企業部地域産業支援課

所在地 福岡市博多区博多駅前2丁目9番28号 福岡商工会議所ビル2階

電話 092-441-3303

担当 茶屋、村上

7. 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなった当該業務の企画競争を中止する場合がある。